

「年金資産の消失に係る会計処理に関する監査上の取扱いについて」

平成24年3月22日
日本公認会計士協会

最近の新聞等で報道されている投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案（以下「本件事案」という。）に関して、当協会では、監査人の立場から監査上の留意事項について次のとおり取りまとめた。

会員におかれては、本通達を踏まえ、個々の状況に応じた適切な対応を行うよう留意することが必要である。

1. 今般、金融庁から業務停止命令を受けた投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金の年金資産は、その消失の経緯を含め、本件事案の詳細な内容に関してはいまだ明らかになっていないが、年金資産の大半の消失がほぼ確実に見込まれるとされる現状からは、本件事案が明らかになった事業年度において、当該消失の事実を財務諸表に反映させることが適切であるものと考えられる。すなわち、財務諸表作成時に入手可能な情報を収集し、消失が見込まれる金額を合理的に見積もり、退職給付引当金を計上することが適切であると考えられる。なお、引当金の計上に伴って発生する損失（消失が見込まれる年金資産の額）は、通常取引以外の原因に基づいて発生した臨時的損失と考えられるので、監査上、特別損失として処理することが適切であると考えられる。

なお、消失が見込まれる年金資産の額の見積りについては、本件事案の情報入手の困難性も考慮し、入手可能な情報に基づいて合理的な金額が見積もられていることを確かめる必要があると考えられる。

2. 総合型厚生年金基金に加入し、「退職給付に係る会計基準注解」（注12）で定められる複数事業主制度の処理を採用している企業は、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理し、所要の注記を行う必要があるが、注記に際しては、実務上、決算時点において入手可能な厚生年金基金の決算に基づく状況等を記載しているのが現状である。そのような場合に、本件事案に係る一任契約を行っている年金資産の額が、制度全体の年金資産に占める割合が高く、将来の掛金拠出等への影響が重要であると想定される場合には、退職給付に係る注記事項において、当該事案の概要、将来の掛金等へ影響がある旨などを補足的に説明することが考えられる。

なお、企業年金基金における詳細な年金資産の状況が入手できる場合で、将来の追加拠出に伴う損失の発生の可能性について、企業会計原則注解【注18】の要件を満たす場合には、財務諸表作成時に入手可能な情報を収集し、合理的な金額を見積もり、引当金を計上するとともに費用（損失）処理することが適切であると考えられる。